

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市教育委員会は、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

京都府福知山市教育委員会

公表日

令和6年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する事務
②事務の概要	学校教育法第19条及び福知山市就学援助に関する規則に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の支援を行う。 市町村は、学校保健安全法及び行政手続きにおける個人を認識するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 就学援助の申請を受け付けた世帯の所得を確認し、就学困難と認められた児童生徒の保護者に対して就学援助費を支給する。
③システムの名称	(1) 学齢簿システム (2) 就学援助システム (3) サービス検索・電子申請機能（びったりサービス） (4) 申請管理機能（びったりサービス）
2. 特定個人情報ファイル名	
要保護準要保護児童生徒情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表27の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 26の項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 38の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福知山市教育委員会 学校教育課
②所属長の役職名	教育委員会事務局次長兼学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民総務部市民課 〒620-8501 福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会学校教育課 〒620-8501 福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7062
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[課題が残されている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[課題が残されている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[課題が残されている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からの提供によるマイナンバー取得を徹底している。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理を行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。令和5年度よりオンラインでの申請を導入し手作業が介在する申請数が減少している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみ提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	1000人未満(任意実施)	1000人以上1万人未満	事後	
令和1年5月17日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和1年5月17日	Ⅳ リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和2年12月11日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	市長公室秘書広報課	市民総務部市民課	事後	評価の再実施のため
令和2年12月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	令和1年5月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	評価の再実施のため
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律の改正のため
令和6年3月29日	I 1 ③システムの名称	(1)学齢簿システム (2)就学援助システム	(1)学齢簿システム (2)就学援助システム	事後	
令和6年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年12月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	時点修正
令和6年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年12月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	時点修正
令和6年12月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26の項 (別表第二における情報提供の根拠) 38の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における情報提供の根拠) 26の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における情報提供の根拠) 38の項	事後	
令和6年12月26日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	なし	項目追加	事後	
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	項目追加	事後	
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	なし	項目追加	事後	